

諮問日：平成30年8月27日（平成30年度（最情）諮問第37号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第68号）

件名：高裁長官事務打合せに関する資料の開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成30年3月開催の高裁長官事務打合せに関する資料（開催案内は除くが、参加者名簿，座席図，裁判官異動計画等の配付資料，打合せ結果等を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件開示文書」という。）を開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年7月18日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

匿名の資料によれば，当日に配布された会議資料が存在するといえ，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

事務打合せの主催局に限らず，本件開示文書以外に事務打合せの当日に配布された文書が存在しないかを確認したところ，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年8月27日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示文書以外に事務打合せの当日に配布された文書が存在しないかを確認したものの、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかったとのことであり、本件開示文書の記載内容を踏まえて検討しても、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 「高等裁判所長官事務打合せ 全体協議進行予定（3月16日）」と題する文書
- 2 高等裁判所長官事務打合せ出席者名簿
- 3 高等裁判所長官事務打合せ席図
- 4 平成30年3月高等裁判所長官事務打合せ結果概要